第3号議案 千住大川端地区関連

3-1 東京都市計画地区計画千住大川端地区地区計画の変更(東京都からの意見照会)

上記の議案を提出する。

令和7年3月21日

提出者足立区長近藤弥生

本地区計画の内容を、別添計画図書のとおり変更するにあたり意見聴取する。

(提案理由)

東京都市計画地区計画千住大川端地区地区計画の内容を変更するにあたり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、東京都から足立区の意見を聞くための照会があった。 この照会に対して回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画
千住大川端地区地区計画

2 理由

本地区は、足立区の南部、東武伊勢崎線牛田駅及び京成本線京成関屋駅に近接し、交通利便性が高く、地区南側は隅田川に面する自然環境にも恵まれた地区である。一方、地区内の道路等都市基盤施設が一部整備されておらず、地域の防災性に課題を抱えているなど、大規模工場跡地等の低未利用地の土地利用転換に併せた都市機能の更新が求められている。

「足立区都市計画マスタープラン(平成29年10月)」では、地区拠点に位置付けられ、日常生活に不足している都市機能の誘導や、主要生活道路などの都市基盤や隅田川のスーパー堤防等の整備、隅田川の水辺の開放感を確保した景観形成等が方針として示されている。

また、「千住大川端地区地区まちづくり計画(令和6年3月)」では、当地区のまちづくりの基本目標として、周辺地域と連携した防災性の高いまち、多様な世代に対応した利便性の高いまち、豊かな緑の創出と隅田川の水辺の魅力を活かしたゆとりと潤いのあるまちを目指すこととし、土地の高度利用を図りながら、道路等の基盤整備やスーパー堤防の整備、避難場所の確保等と併せた適切な土地利用転換を誘導していくこと等が位置付けられている。

これらの計画を踏まえ、土地利用転換の動きに併せて、公共施設の整備を図りつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の 増進を図ることで、スーパー堤防整備と併せた防災性の向上と一体的に水辺の魅力と都心との近接性を活かした住宅系複合市街地を 形成するため、B・C地区約5.2~クタールの区域に地区整備計画を定めるなど、地区計画の変更を行うものである。

足立区長

近藤 やよい 殿

東京都 上記代表者 東京都知事 小池 百合子 (公印省略)

東京都市計画地区計画千住大川端地区地区計画の変更について(照会)

藤門 いしこと、 なお、令和7年4月15日までに御回答願います。 別添計画案のとおり変更したいので、貴区の御意見を伺います。

添付書類

- 1 総括図
- 計画図
- 3 計画書



東京都市計画地区計画の変更(東京都決定)

都市計画千住大川端地区地区計画を次のように変更する。

名 称	千住大川端地区地区計画
位置	足立区千住関屋町及び千住曙町各地内
面積	約8.5 h a
地区計画の目標	当地区は、足立区の南部、東武伊勢崎線牛田駅及び京成本線京成関屋駅に近接し、また、都内有数の交通の要衝である北千住駅から1km圏内に立地する交通利便性が高い地区であるとともに、地区南側は隅田川に面した自然環境にも恵まれた地区である。一方、地区内の道路等都市基盤施設が一部整備されておらず、隅田川沿いで進められている大地震等に対する安全性の向上や水辺環境の向上のためのスーパー堤防についても、当地区が面する部分で未整備となっており、また、当地区周辺は荒川が氾濫した場合の浸水が想定され、地域の防災性に課題を抱えているなど、大規模工場跡地等の低未利用地の土地利用転換に併せた都市機能の更新が求められている。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年3月)」では、河川沿いの地区において、スーパー堤防や高規格堤防の整備と市街地整備とを合わせて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境を創るとともに、地域の防災性の向上を図ることとされており、「東京都における都市再開発の方針(令和3年3月)」では都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅の供給を推進するため、住宅市街地総合整備事業を導入し、住宅等の建設及び公共施設の総合的な整備を図ることが目標とされている。また、「足立区都市計画マスタープラン(平成29年10月)」において、地区拠点に位置付けられ、日常生活に不足している都市機能を誘導すること、主要生活道路などの都市基盤や隅田川のスーパー堤防等の整備を進めること、隅田川の水辺の開放感を確保した景観の形成を進めること等が方針として示されている。「足立区地区環境整備計画(平成30年3月)」では、大規模な工場跡地等を活用し、水辺を中心とする周辺環境の改善や複合機能を誘導していくことが目標として掲げられ、良質な住宅の建設を進めること等が整備方策として示されている。さらに、「千住大川端地区 地区まちづくり計画(令和6年3月)」では、当地区のまちづくりの基本目標として、周辺地域と連携した防災性の高いまち、多様な世代に対応した利便性の高いまち、豊かな緑の創出と隅田川の水辺の魅力を活かしたゆとりと潤いのあるまちを目指すこととし、土地の高度利用を図りながら、道路等の基盤整備やスーパー堤防

		の整備、避難場所の確保等と併せた適切な土地利用転換を誘導していくこと等が位置付けられている。
		これらの位置付けを背景とし、当地区では以下の方針に従って、計画的な市街地形成を図る。
		(1) 水辺の魅力と都心との近接性を活かした住宅系複合市街地の形成を図り、多様な世代やライフスタイルに
		対応し、足立区の定住性を高める魅力的で良質な住環境の整備を促進するとともに、地域の生活利便性の向 上に寄与する機能を誘導する。
		(2) 対岸の白鬚西地区及び南千住地区と一体として、隅田川沿いに、住宅を中心にした商業・業務等の複合的
		な機能を有する新たな拠点の形成を目指す。
	地区計画の目標	(3) 隅田川沿いの大規模敷地、低未利用地の高度利用を図り、災害時には地域住民等の避難場所となる大規模
		なオープンスペースを創出するなど、地域の防災性を向上させる。また、主要生活道路などの都市基盤整備
		の促進や、牛田駅及び京成関屋駅と地区内を繋ぐ歩行者動線の強化など、地区内の安全で快適な歩行者ネッ
		トワークの形成を図る。
		(4) 土地利用転換の機会を捉え、隅田川のスーパー堤防の整備を行い、地震への安全性の向上と、潤いのある
		水辺空間の創出を図る。
		(5) 地区南側に隣接する都市計画緑地と一体となった地区内の緑豊かな広場等を設け、スーパー堤防の整備と
		併せて良好で快適な外部空間を創出し、水辺への親水性の高い景観形成を図る。
区		(1) 牛田駅及び京成関屋駅の周辺並びに都市計画道路補助119号線との人や車の流れに配慮し、地区内外の
域の		交通を円滑に処理するために、地区幹線道路(1号及び2号)及び区画道路(1号から4号まで)を適切に
整備、		配置する。また、これらは、スーパー堤防の整備に併せて、緊急車両及び管理用車両の動線として機能する
開		とともに、関屋公園等への安全な歩行者動線を強化するよう整備する。
発及	公共施設等の	(2) 活動的で開かれた空間として広場1号を、緑豊かな落ち着いた空間として広場2号を、スーパー堤防と一
び	整備の方針	体となって隅田川に面した開放的な空間として広場3号を配置し、これらは、災害時には避難場所として機
全 に		能するよう整備する。
関		(3) 歩道と一体となったゆとりのある緑豊かな歩道状空地(1号から6号まで)や歩行者通路(1号から3号
保全に関する方針		まで)を整備し、地区内の安全で快適な歩行者ネットワークを形成する。
針		

) ₀
号空間の
に統一
田川に
うに定
を創出
形成を
也利用の

再開発	土地利用に 基本方		A地区では、隅田川に近接した都心居住地を形成するとともに、隣接する公園との連続性に配慮した緑化空間を整備する。 B地区では、地域の日常利便性向上に寄与する商業機能や福祉機能及び多様な世代やニーズに対応する良質な居住機能を配置し、広場等の整備に併せて土地の高度利用を図ることにより、牛田駅及び京成関屋駅周辺地域の拠点性の向上を図る。また、周辺市街地との調和に配慮した緑豊かな歩行者空間を確保する。 C地区では、隅田川沿いのスーパー堤防の整備と併せて、土地の高度利用を図り、水辺に開かれた憩いの広場空間及び潤いのある緑化空間を創出し、良好な住環境を形成する。							
発等促進区		種 類	名 称	幅 員	延 長	面積	備考			
進区		 道 路	地区幹線道路1号	1 2 m	約280m	_	一部拡幅			
	主要な公共施	坦 陌	地区幹線道路2号	1 2 m	約290m	_	新設			
	設の配置及び		広場1号 - 約1,000㎡							
	規模	その他の	広場2号	_	_	約800㎡	新設			
		公共空地	広場3号	_	_	約3,000㎡	新設			
			步行者通路 1 号 1 2 m 約 1 1 0 m — 新設							
	位	置	足立区千住関屋町及び千住曙町各地内							
	面	積	約6.7ha							
		種 類	名 称	幅員	延長	面積	備考			
地			区画道路1号	7. 2 m	約55m	_	新設			
整整		 道 路	区画道路2号	1 0 m	約220m	_	新設			
地区整備計	地区施設の配		区画道路 3 号	1 2 m	約100m	_	新設			
画	置及び規模		区画道路 4 号	1 2 m	約70m	_	新設			
		その他の	広場 4 号	_	_	約800㎡	新設			
		公共空地	広場 5 号	_	_	約500㎡	新設			
		公共全地	歩行者通路 2 号	6 m	約80m	_	新設			

				歩行者通	路 3 号		2 m		約85m		_	新設
				歩道状空地1号			2 m		約230m		_	新設
地区	地区施設の配		7 0 11 0	歩道状空地2号			2 m		約115m		_	新設
区整備			その他の	歩道状空地	地3号		6 m		約85m		_	新設
計画		及び規模	公共空地	歩道状空地	地 4 号		2 m		約210m		_	新設
				歩道状空地	地 5 号		3 m		約225m		_	新設
				歩道状空地	地 6 号		2 m		約70m		_	新設
		地区の	名 称	A地区	B-1地区	В	- 2地区		B-3地区	С-	- 1 地区	C-2地区
		区分	面積	約1.5ha	約1.1ha	約(). 4 h a	糸	11. 9 h a	約0	. 5 h a	約1.3ha
				隅田川沿いの住宅市街	次の各号に掲げ	ずる用詞	金の建築物は	、建	単築してはな	次位	の各号に掲げ	でる用途の建築物
				地形成のために、次の各	らない。					は、建築してはならない。		
				号に掲げる建築物(風俗	1 建築基準法	别表象	第2 (へ) 項	に指	引げる建築物	1	建築基準法	別表第2(ほ)
	建			営業等の規制及び業務の	ただし、建築物に付属する自動車車庫は除					Į	頁に掲げる建	築物
地	建 築 物			適正化等に関する法律第	<。						ただし、建	禁物に付属する
区	等			2条第1項に掲げる風俗	2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す				E化等に関す	E	自動車車庫に	は除く。
区整備計	に 関	油袋	物等の	営業の用に供する建築物	る法律第2条	┊第1ュ	項に掲げる風	俗當	営業の用に供	2	風俗営業等	の規制及び業務
計	する	•	の等のの制限	及び第6項に掲げる店舗	する建築物及	び第	6項に掲げる	店舗	#型性風俗特	0	の適正化等に	関する法律第2
	事項	用述	77市引政	型性風俗特殊営業の用に	殊営業の用に	供す	る建築物			9	条第1項に掲	引げる風俗営業の
	埧			供する建築物、ダンスホ	3 ダンスホー	ルその	の他設備を設	けて	て客にダンス	F	用に供する建	整築物及び第6項
				ールその他設備を設けて	をさせる営業	き (客)	こダンスを教	授す	つるための営	l	こ掲げる店舗	耐型性風俗特殊営
				客にダンスをさせる営業	業のうちダン	/スを	教授する者が	客に	エダンスを教	Ì	業の用に供す	る建築物
				(客にダンスを教授する	授する場合に	このみ	客にダンスを	させ	せる営業を除	3	ダンスホー	ールその他設備を
				ための営業のうちダンス	く。)を営む	建築學	物			賣	没けて客にタ	ンスをさせる営
				を教授する者が客にダン						Ì	業(客にダン	⁄スを教授するた

地区数	建築物等	建築物等の用途の制限	スを教授する場合にのみ 客にダンスをさせる営業 を除く。)を営む建築物 は除く。)以外の建築物 は建築してはならない。 1 共同住宅又は寄宿舎 2 店舗又は飲食店 3 集会所 4 前各号の建築物に附 属するもの				する者が客にる場合にのみ	ちダンスを教授 ビダンスを教授す 本客にダンスをさ さく。)を営む建
地区整備計画	に関する事項	建築物の 容積率の最高限度	10分の35 (都市計画道路補助11 9号線から30m以内の 区域を除く。)	10分の40	10分の30	10分の40	10分の40	10分の40
			建築物の壁又はこれに	建築物の壁又に	はこれに代わる柱は	、計画図に示す壁	面線を越えて建築	してはならない。
			代わる柱は、計画図に示			築物等はこの限り	-	
		壁面の位置の制限	す壁面線を越えて建築し				部分その他これに	
			てはならない。		•	•	、その他これらに	領するもの
					は採光のための建築	物の部分		
				4 建築物の地盤				
		建築物等の	近隣に対する日照等の	1 2 5 m	4 0 m	1 4 0 m	1 0 5 m	1 3 0 m
		高さの最高限度	環境を保持し、良好な住	(建築物の高さ	(建築物の高さ	(建築物の高さ	(建築物の高さ	(建築物の高さ

			- 環境の形成を図るため	はAP+2. 7	tAP + 2.7	kAP + 2.7	tAP+2.7	はAP+2. 7
			に、建築基準法別表第4	mからの高さに	mからの高さに			mからの高さに
			(ろ)欄の三の項に掲げ	よる。)	よる。)	よる。)	よる。)	よる。)
			る建築物は、冬至日の真	3.00	J 20 ,	3.00,		
			太陽時による午前8時か					
			ら午後4時までの間にお					
			いて同表(は)欄の三の					
			項に掲げる平均地盤面か					
		建築物等の	らの高さの水平面(当該					
	7 -11-	高さの最高限度	建築物の敷地内の部分を					
	建築物等	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	除く。)に、敷地境界線					
地区整備計	物 等		からの水平距離が5メー					
整備	に 関		トルを超える範囲におい					
計画	す		 て、同表(に)欄の三の					
	る事		項にあって(二)の号に					
	項		 掲げる時間以上日影とな					
			る部分を生じさせること					
			のない高さとする。					
		74 Me 11 Me 0 T/ M 11	(1) 建築物の外壁ス	てはこれに代わる柱	の色彩は、原色を	避け、周辺環境に	- 配慮した落ち着きの	りある色調とす
		建築物等の形態又は	る。					
		色彩その他の意匠の	(2) 屋外広告物は、	都市景観に十分配	慮したものとする	0		
		制限	(3) 川へのアクセス	、空間の形成に配慮	する。			
		垣又はさくの	建築物に附属する門又は	は塀の構造は、生け	垣又はネットフェ	ンス等とする。		
		構造の制限						
		1世紀 7月11日代						

容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準(平成16年3月4日15都市建市第282号)3(1)、(3)又は(4)の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由:大規模な土地利用転換の動きに併せて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、新たに地区整備計画を定めることなどに伴い、地区計画を変更する。

変更概要

※

は、変更又は追加箇所を示す。

多				町別なかり。
名	称	千住大川端地区地区計画		
位	置	足立区千住関屋町及び千住曙町各地内		
事	項	旧	新	摘要
面	積	約8.3ha	約8.5ha	主要な公共 施設の変更 及び区域面 積の確認に よる変更
		当地区は、東京都市計画都市再開発方針により、都	当地区は、足立区の南部、東武伊勢崎線牛田駅及び京	新たな地区
		市機能の更新、商業・業務の集積及び良好な住宅の供	成本線京成関屋駅に近接し、また、都内有数の交通の要	整備計画の
		給を促進し市街地整備を図るため、特定住宅市街地総	衝である北千住駅から1km圏内に立地する交通利便性	策定に伴う
		合整備促進事業を導入し、大規模な土地利用転換を図るがませばいる。	が高い地区であるとともに、地区南側は隅田川に面した	変更
		るべき地区として位置づけられている。そのため、本 地区計画においては、以下の方針に従って、計画的な	自然環境にも恵まれた地区である。一方、地区内の道路	
		市街地形成を図ることを目標とする。	等都市基盤施設が一部整備されておらず、隅田川沿いで 進められている大地震等に対する安全性の向上や水辺環	
		(1) 都心との近接性を活かした良好な水辺環境を有す	境の向上のためのスーパー堤防についても、当地区が面	
		る住宅市街地の形成を図り、千住地区の定住人口の	する部分で未整備となっており、また、当地区周辺は荒	
		回復による地域の活性化を目指す。	川が氾濫した場合の浸水が想定され、地域の防災性に課	
地区計画	画の目標	(2) 対岸の白鬚西地区及び南千住地区と一体として、	題を抱えているなど、大規模工場跡地等の低未利用地の	
		隅田川沿いに、住宅を中心にした商業・業務等の複	土地利用転換に併せた都市機能の更新が求められてい	
		合的な機能を有する新たな拠点の形成を目指す。	<u>5.</u>	
		(3) 隅田川沿いの大規模敷地、未利用地の高度利用を	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3	
		図り、都市基盤の整備を促進する。	年3月)」では、河川沿いの地区において、スーパー堤	
			防や高規格堤防の整備と市街地整備とを合わせて行うこ	
			とにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境を	
			創るとともに、地域の防災性の向上を図ることとされて	
			おり、「東京都における都市再開発の方針(令和3年3	
			月)」では都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な	
•			•	

地区計画の目標

住宅の供給を推進するため、住宅市街地総合整備事業を 導入し、住宅等の建設及び公共施設の総合的な整備を図 ることが目標とされている。

また、「足立区都市計画マスタープラン(平成29年 10月) において、地区拠点に位置付けられ、日常生 活に不足している都市機能を誘導すること、主要生活道 路などの都市基盤や隅田川のスーパー堤防等の整備を進 めること、隅田川の水辺の開放感を確保した景観の形成 を進めること等が方針として示されている。「足立区地 区環境整備計画(平成30年3月)」では、大規模な工 場跡地等を活用し、水辺を中心とする周辺環境の改善や 複合機能を誘導していくことが目標として掲げられ、良 質な住宅の建設を進めること等が整備方策として示され ている。さらに、「千住大川端地区 地区まちづくり計 画(令和6年3月)」では、当地区のまちづくりの基本 目標として、周辺地域と連携した防災性の高いまち、多 様な世代に対応した利便性の高いまち、豊かな緑の創出 と隅田川の水辺の魅力を活かしたゆとりと潤いのあるま ちを目指すこととし、土地の高度利用を図りながら、道 路等の基盤整備やスーパー堤防の整備、避難場所の確保 等と併せた適切な土地利用転換を誘導していくこと等が 位置付けられている。

<u>これらの位置付けを背景とし、当地区では以下の方針</u>に従って、計画的な市街地形成を図る。

(1) 水辺の魅力と都心との近接性を活かした住宅 系複合市街地の形成を図り、多様な世代やライ フスタイルに対応し、足立区の定住性を高める 魅力的で良質な住環境の整備を促進するととも に、地域の生活利便性の向上に寄与する機能を 誘導する。

	地区計画の目標		(2) 対岸の白鬚西地区及び南千住地区と一体として、隅田川沿いに、住宅を中心にした商業・業務等の複合的な機能を有する新たな拠点の形成を目指す。 (3) 隅田川沿いの大規模敷地、低未利用地の高度利用を図り、災害時には地域住民等の避難場所となる大規模なオープンスペースを創出するなど、地域の防災性を向上させる。また、主要生活道路などの都市基盤整備の促進や、牛田駅及び京成関屋駅と地区内を繋ぐ歩行者動線の強化など、地区内の安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。 (4) 土地利用転換の機会を捉え、隅田川のスーパー堤防の整備を行い、地震への安全性の向上と、潤いのある水辺空間の創出を図る。 (5) 地区南側に隣接する都市計画緑地と一体となった地区内の緑豊かな広場等を設け、スーパー堤防の整備と併せて良好で快適な外部空間を創出し、水辺への親水性の高い景観形成を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の 整備の方針	(1) 京成関屋駅及び東武牛田駅の周辺並びに都市計画 道路補助 119 号線との人や車の流れに配慮し、地区内 の交通を円滑に処理するために、地区幹線道路及び区 画道路を適切に配置する。 (2) 隅田川沿いの親水公園及び緑地の整備と一体とな った、主として地区内の居住者等の利用に供する公 園等を適切に配置する。	(1) <u>牛田駅及び京成関屋駅</u> の周辺並びに都市計画 道路補助119号線との人や車の流れに配慮 し、地区内 <u>外</u> の交通を円滑に処理するために、 地区幹線道路 <u>(1号及び2号)</u> 及び区画道路 <u>(1</u> 号から4号まで)を適切に配置する。また、これらは、スーパー堤防の整備に併せて、緊急車 両及び管理用車両の動線として機能するととも に、関屋公園等への安全な歩行者動線を強化するよう整備する。

区域の整備、開発及び	公共施設等の 整備の方針		(2) 活動的で開かれた空間として広場1号を、緑豊かな落ち着いた空間として広場2号を、スーパー堤防と一体となって隅田川に面した開放的な空間として広場3号を配置し、これらは、災害時には避難場所として機能するよう整備する。 (3) 歩道と一体となったゆとりのある緑豊かな歩道状空地(1号から6号まで)や歩行者通路(1号から3号まで)を整備し、地区内の安全で快適な歩行者ネットワークを形成する。 (4) 牛田駅及び京成関屋駅からの歩行者動線のエントランスとして、地区の顔となる広場4号を整備する。 (5) 既成市街地との緩衝帯となるとともに、緑豊かな隅田川への動線として、広場5号を整備する。
 保全に関する方針 	建築物等の整備の方針	(1)敷地内に公開空地を確保し、道路や公園と調和した安全で快適な空間を創出する。(2)魅力ある都市景観創造のため建築物の配置に留意するとともに、形態及び意匠に配慮する。(3)隅田川に対して、人が自由にアプローチできるように建築物の配置に配慮する。(4)駐車施設については、地区全体の交通状況を勘案し、スーパー堤防下を有効に活用しながら適正な規模のものを整備する。	(1) 敷地内に公開空地を確保し、道路や公園と調和した安全で快適な空間を創出する。 (2) 魅力ある都市景観創造のため建築物の配置に留意するとともに、形態及び意匠に配慮する。 (3) 隅田川に対して、人が自由にアプローチできるように建築物の配置に配慮する。 (4) 資源の有効利用、施設及び設備の省エネルギー化を推進し、環境に配慮した建築物の整備を図る。 (5) 駐車施設については、地区全体の交通状況を勘案し、景観に配慮した適正な規模のものを整備する。 (6) ゆとりと潤いある市街地環境を創造するため、敷地内の緑化に努めるとともに、地区内の緑や

区域の整備、開発及び保全に関する方針	建築物等の 整備の方針		広場空間の連続性に配慮した建築物等の整備を図る。 (7) B地区及びC地区の建築物は、隅田川沿いの高層建物群と調和した高さとするとともに、地区全体に統一感のある景観形成を図る。また、牛田駅及び京成関屋駅至近の建築物を頂点として周辺市街地及び隅田川に向かって低くなるようなスカイラインを形成し、隣棟間隔を設け、圧迫感のない建物配置を行う。	
	面積	約8.3ha	<u>約8.5ha</u>	主要な公共 施設の変更 及び区域面 積の確認に よる変更
再開発等促進区	土地利用に関する基本方針	地区の特性を活かし、住宅機能を中心とした新たな市街地を形成するために、土地利用の基本方針を以下のように定める。 (1) 隅田川沿いの土地の高度利用を促進し、住宅を中心にした商業・業務等の複合的な機能を有する新たな市街地の形成を目指す。 (2) 隅田川沿いの親水公園及び緑地などと一体になったレクリエーションゾーンの形成を目指す。 (3) 既存集合住宅の建て替えの適正な誘導を図る。 (4) 周辺市街地と隅田川を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図り、周辺地区環境の向上を目指す。	地区の特性を活かし、住宅機能を中心とした新たな市街地を形成するため、土地利用の基本方針を以下のように定める。 (1) 隅田川沿いの土地の高度利用を促進することにより、地域の防災性向上に資するオープンスペースを創出し、住宅を中心にした商業・業務等の複合的な機能を有する新たな市街地の形成を目指す。 (2) 隅田川沿いの親水公園やスーパー堤防、都市計画緑地、広場などと一体になった良好な屋外環境の形成を目指す。 (3) 既存集合住宅の建て替えの適正な誘導を図る。 (4) 周辺市街地及び隅田川を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図り、周辺地区環境の向上を目指す。	新たな地区整備計画の策定に伴う変更

再開発等促進区								また、これらに基づき、3つの地区に大きく区分し、良好な市街地環境の形成を図るため、地区ごとの土地利用の基本方針を以下のように定める。					
進区		種類	名 称	幅員	延長	面積	備考	名 称	幅員	延長	面積	備考	新たな地区整備計画の
		V V 115	地区幹線 道路1号	1 2 m	約390 m	_	新設	地区幹線 道路1号	1 2 m	<u>約280</u> <u>m</u>	_	一部拡幅	策定に伴う
	主要な公	道路	地区幹線 道路2号	1 2 m	約290 m	_	新設	地区幹線 道路2号	1 2 m	約290 m	_	新設	及义
	共施設の配置及び							広場1号	<u>=</u>	_	約1, 0 00㎡	<u>新設</u>	
	規模	<u>その他</u>						広場2号	_	_	<u>約800</u> <u>m</u> d	<u>新設</u>	
		<u>の公共</u> <u>空地</u>						広場3号	_	_	<u>約3,0</u> 00㎡	<u>新設</u>	
								<u>歩行者通</u> 路1号	<u>12 m</u>	<u>約110</u> <u>m</u>	_	<u>新設</u>	

	位	置	足立区千	住関屋町地口	勺			足立区千倍	E関屋町 <u>及び</u>	千住曙町各	地内		
	面	積	約1.6	h a				約6.7h	ı a_		1		
		種 類	名 称	幅員	延長	面積	備考	名 称	幅員	延長	面積	備考	
			区画道路 1号	7. 2 m	約55m		新設	区画道路 1号	7. 2 m	約55m		新設	
		道 路						<u>区画道路</u> <u>2号</u>	<u>10 m</u>	<u>約220</u> <u>m</u>	_	<u>新設</u>	
								<u>区画道路</u> <u>3号</u>	<u>1 2 m</u>	<u>約100</u> <u>m</u>	_	<u>新設</u>	
地								<u>区画道路</u> <u>4号</u>	<u>12m</u>	<u>約70m</u>	<u>7 0 m</u> <u></u>		
地区整備計画	地区施設							広場4号	_	<u> </u>	<u>約800</u> <u>m</u> 2	新設	
一直	の配置 及び規模							<u>広場5号</u>	_	_	<u>約500</u> <u>m</u> 2	新設	
		7 0 1/16						<u>歩行者通</u> 路 2 号	<u>6 m</u>	<u>約80m</u>	<u> </u>	新設	
		<u>その他</u> の公共 空地						<u>歩行者通</u> 路3号	<u>2 m</u>	<u>約85m</u>	<u> </u>	新設	
		1.75						<u>歩道状空</u> <u>地1号</u>	<u>2 m</u>	<u>約230</u> <u>m</u>	<u> </u>	新設	
								<u>歩道状空</u> <u>地 2 号</u>	<u>2 m</u>	<u>約115</u> <u>m</u>	<u> </u>	新設	
								<u>歩道状空</u> <u>地3号</u>	<u>6 m</u>	<u>約85m</u>	_	<u>新設</u>	

新たな地区 整備計画の 策定に伴う 変更

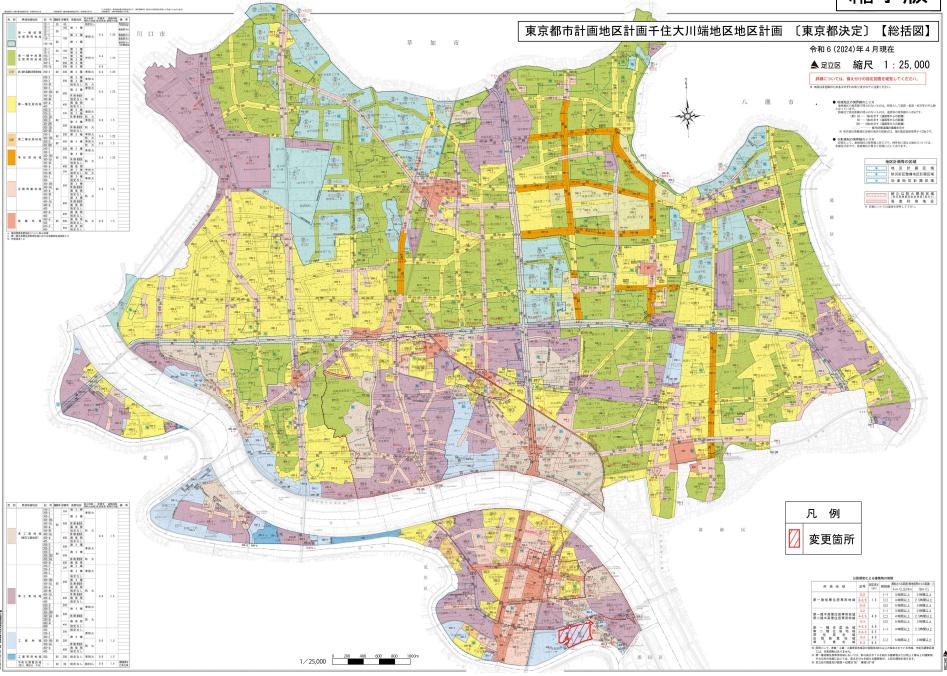
		地区施設 <u>その他</u> の配置 の公共		_						<u>歩道状空</u> 地 4 号 歩道状空	<u>2 m</u> 3 m	<u>約210</u> <u>m</u> 約225	=	<u>新設</u> 新設		
		び規模	空地	_						<u>地 5 号</u> 歩道状空		<u>m</u>	_			
										地6号	<u>2 m</u>	<u>約70m</u>	_	<u>新設</u>		
		地区の区	名 乖	尔			A地区					A地区			主要な公共 施設の変更	
		分分	面利	責		糸	约1. 6 h a	a			<u> </u>	約1. 5ha	<u>1</u>		による変更	
地区整備計画	建築物等に関する事項		物等の		げる建築物 する法律領 供する建築 ない。 (1) 共同信 (2) 店舗又 (3) 集会所		等の規制及 質及び第六エ) 以外の建 舎	び業務の適 頁に掲げる 築物は建築	正化等に関営業の用に	げす <u>築</u> すスちみと を を を を を を を を を を を を を	回 (風俗営業 (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (5.6) (6.6) (7.6)	新地形成の 等の規制を では では では では では では では でする では でする でする でする でする でする でする でする でする でする でする	び業務の適 俗営業の用 風俗特殊営 設備を設け 授するため スを教授す 。) を営む ならない。	正化等に関 に供する建 業の用に供 て客にダン の営業のう る場合にの	法改正による変更	
		地区の区	名和	尔						<u>B-1</u> 地区	<u>B-2</u> <u>地区</u>	<u>B-3</u> 地区	<u>C-1</u> 地区	<u>C-2</u> <u>地区</u>	新たな地区 整備計画の 策定に伴う	
		分	面利	責						<u>約1.1</u> <u>ha</u>	<u>約0.4</u> <u>ha</u>	<u>約1.9</u> <u>ha</u>	約0.5 <u>h a</u>	<u>約1.3</u> <u>h a</u>	変更	

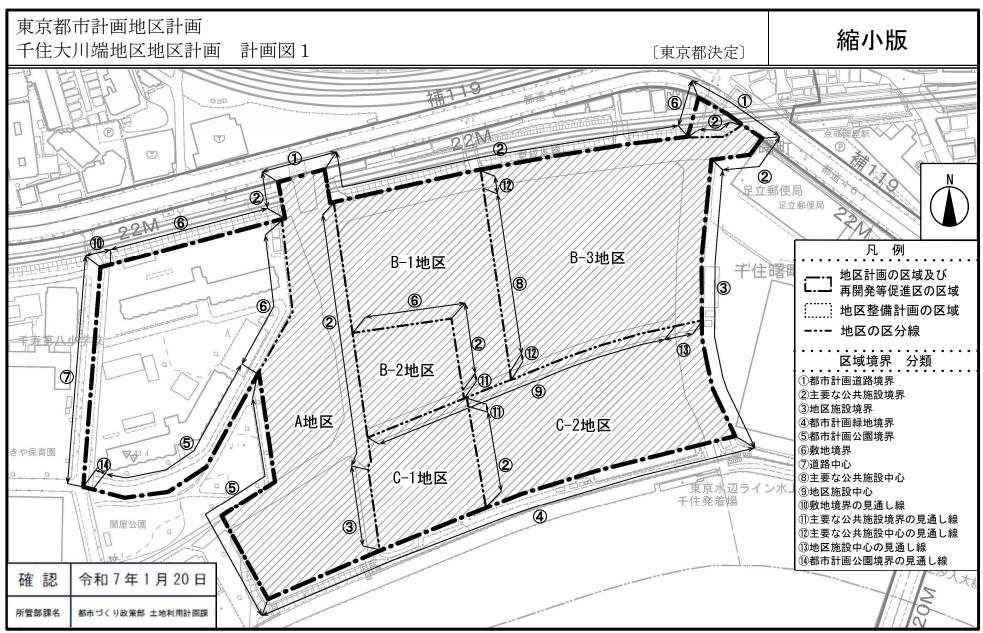
I] [V. o b D I H I Y T I N o ch w	VI. 0 4 11 12 111 111 11 11 11 11 11 11 11 11 1	#r .
						次の各号に掲げる用途の建築		新たな地区
						物は、建築してはならない。	用途の建築物は、建	整備計画の
						1 建築基準法別表第2(へ)	築してはならない。	策定に伴う
						項に掲げる建築物	1 建築基準法別表	変更
						ただし、建築物に付属する自	第2(ほ)項に掲げ	
						動車車庫は除く。	<u>る建築物</u>	
						2 風俗営業等の規制及び業務	ただし、建築物	
						の適正化等に関する法律第2	に付属する自動車	
							車庫は除く。	
						条第1項に掲げる風俗営業の	2 風俗営業等の規	
						用に供する建築物及び第6項	制及び業務の適正	
	建					に掲げる店舗型性風俗特殊営	<u>化等に関する法律</u>	
ᅫᆈ	築					業の用に供する建築物	第2条第1項に掲	
地区整備計	建築物等に						げる風俗営業の用	
整	に	建築物等の				3 ダンスホールその他設備を	に供する建築物及	
備計	関 す	用途の制限				設けて客にダンスをさせる営	<u>び第6項に掲げる</u>	
画	る事					業(客にダンスを教授するため	店舗型性風俗特殊	
	事 項					の営業のうちダンスを教授す	営業の用に供する	
	垻					る者が客にダンスを教授する 思るにあるまたば、これをい	建築物_	
						場合にのみ客にダンスをさせ	3 ダンスホールそ	
						る営業を除く。)を営む建築物	の他設備を設けて	
							客にダンスをさせ	
							る営業(客にダン	
							スを教授するため	
							の営業のうちダン	
							スを教授する者が	
							客にダンスを教授	
							する場合にのみ客	
					l		<u> </u>	

		建築物等の 用途の制限							く <u>をさせる</u> 除く。)を <u> 等物</u>	
		建築物の容積 率の最高限度			<u>10分の</u> <u>40</u>	<u>10分の</u> <u>30</u>	<u>10分の</u> <u>40</u>	<u>10分の</u> <u>40</u>	<u>10分の</u> <u>40</u>	建築物の容 積率の最高 限度
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の 制限			線を越えてに該当する 1 歩行者 分その他 2 階段、 その他こ 3 給排気	「建築しては を建築物等は の安全性を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	エスカレー るもの のための建	ただし、次(はない。 めに必要なる ター、エレー	の各号の一	新たな地区 整備計画の 策定に伴う 変更
		建築物等の 高さの最高限 度			125m (建築物 の高さは AP+ 2.7mか らの高さ による。)	40m (建築物 の高さは AP+ 2.7mか らの高さ による。)	140m (建築物 の高さは AP+ 2.7mか らの高さ による。)	105m (建築物 の高さは AP+ 2.7mか らの高さ による。)	130m (建築物 の高さは AP+ 2.7mか らの高さ による。)	

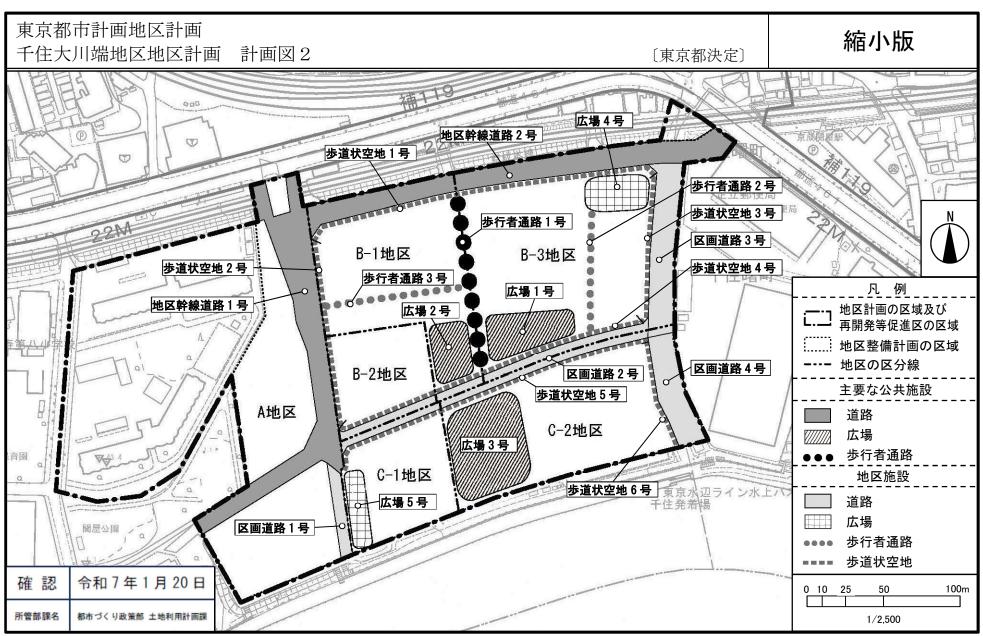
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 垣又はさくの構造の制限		(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着きのある色調とする。 (2) 屋外広告物は、都市景観に十分配慮したものとする。 (3) 川へのアクセス空間の形成に配慮する。 建築物に附属する門又は塀の構造は、生け垣又はネットフェンス等とする。	
		欄 外	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に係る部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)の五分の一を限度として、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を算入しない。 「区域、整備計画区域、主要な公共施設及び地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図に示すとおり。」理由:「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、再開発地区計画を変更する。	容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準(平成16年3月4日15都市建市第282号)Ⅱ3 (1)、(3)又は(4)の用途に供する部分を除くことができる。 「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」 理由:大規模な土地利用転換の動きに併せて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、新たに地区整備計画を定めることなどに伴い、地区計画を変更する。	新たな地区整備計画の策定に伴う変更

縮小版

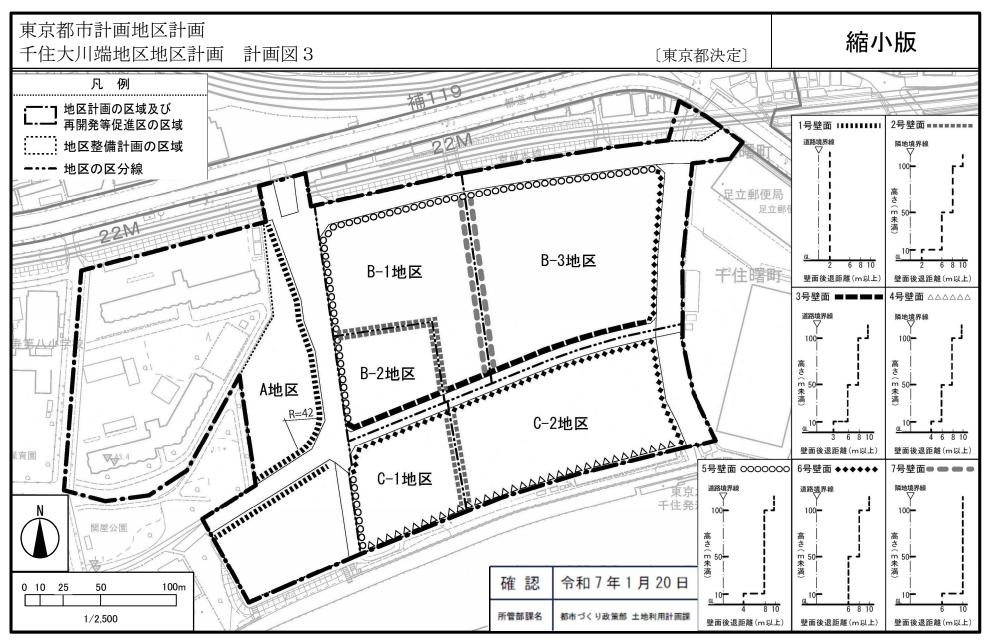




この地図は、国土地理院長の承認(平 29 関公第 444 号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6 都市基交第 1437 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6 都市基街都第 206 号、令和 6 年 10 月 22 日 (承認番号) 6 都市基交都第 54 号、令和 6 年 10 月 24 日



この地図は、国土地理院長の承認(平 29 関公第 444 号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6 都市基交第 1437 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6 都市基街都第 206 号、令和 6 年 10 月 22 日 (承認番号) 6 都市基交都第 54 号、令和 6 年 10 月 24 日



この地図は、国土地理院長の承認(平 29 関公第 444 号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6 都市基交第 1437 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)6 都市基街都第 206 号、令和 6 年 10 月 22 日 (承認番号)6 都市基交都第 54 号、令和 6 年 10 月 24 日